

市町村連携地域の形成に関する協定書の一部を変更する協定書

遠軽町、佐呂間町及び湧別町が平成28年3月4日に締結した市町村連携地域の形成に関する協定書の一部を次のように変更する。

題名中「市町村」を「遠軽地区」に改める。

第3条を次のように改める。

(連携する取組及び役割分担)

第3条 3町が取り組む政策分野は、次の各号に掲げるものとし、当該各号における取組の内容及び3町の役割は、別表に定めるとおりとする。

- (1) 生活機能の強化に係る政策分野
- (2) 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

別表を次のように改める。

別表 (第3条関係)

生活機能の強化に係る政策分野

1 医療

地域医療対策

取組内容	各市町村の役割
医師の招へい、医師のお試し居住により圏域における医師を確保するとともに、地域で安心して出産できる体制を確保するなど、地域医療の確保を図る。	<p>遠軽町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医師確保に係る企画・調整を行う。 ・ 医師確保に係る取組及び招へい活動を行う。 ・ 医師確保に向けた取組内容の検討に係る事務局を担当する。 <p>佐呂間町、湧別町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医師確保に係る企画・立案に参画する。 ・ 医師確保に係る取組及び招へい活動を行う。

2 産業振興

食による地域の魅力創造及び発信

取組内容	各市町村の役割
3町が連携した食の魅力を創造するとともに、地域の魅力を発信する。	<p>遠軽町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 3町の飲食店等で組織する食の魅力創造と地域の魅力発信組織の事務局を担当する。 ・ 食の魅力創造と地域の魅力発信組織に係る支援を行う。 <p>佐呂間町、湧別町</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 食の魅力創造と地域の魅力発信組織の取組

に係る支援を行う。

結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

地域公共交通

公共交通の維持確保と利用促進

取組内容	各市町村の役割
地域公共交通の利用促進に関する取組を行う。 地域公共交通の担い手（事業者・運転手等）確保に係る取組を行う。 連携した地域公共交通サービスの提供に向けた検討を行う。	遠軽町 ・利用促進に係る民間事業者、各町、関係団体との企画調整を行う。 ・各町の意見集約及び情報収集を行う。 ・利用促進に係る取組を実施する。 佐呂間町、湧別町 ・連携した取組の検討に協力する。 ・各町における意見及び各種情報を共有する。 ・利用促進に係る取組を実施する。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、3町が記名押印の上、各自その1通を保有する。

令和3年3月18日

紋別郡遠軽町1条通北3丁目1番地1

遠軽町長

佐々木 修一



常呂郡佐呂間町字永代町3番地の1

佐呂間町長

武田 漫友



紋別郡湧別町上湧別屯田市街地318番地

湧別町長

石田 照廣

